裁判へのご支援・ご協力を！
2016年12月11日　114号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ファックス　011-736-1688
メール　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

第9回口頭弁論、原告57人、支援者・弁護士88人が参加！

新・人間裁判の第９回口頭弁論は12月７日（水）、１３時３０分から札幌地方裁判所で行われました。それに先立って地裁前で集会が行われ、終了後の１４時から札幌市教育文化会館・３０５研修室で報告集会が行われました。参加者は１４５人でした。

地裁前で行われた集会では、原告を代表して高橋由記さん（小樽市・写真左）、吉田弦一さん（札幌市北区・同右）が決意表明を行いました（次号で紹介します）。

この日の口頭弁論には、上野英博さん（札幌市厚別区・写真左）、船山晃さん（札幌市西区・同右）が立ちました（陳述は次号以降で紹介します）。

また、弁護士からは、小林直毅弁護士、竹信航介弁護士、長坂貴之弁護士の３人が立ちました（写真・左より）。

裁判終了後、教育文化会館で報告会

報告集会は、肘井博行共同代表の挨拶で始まりました。「道新に医者の投書があり、医者の立場から食と暖は寒い北海道で健康を守るには欠かせない。冬季加算の引き下げには大反対！と載っていた。大いに世論に働きかけて行こう」。

後藤昭治原告団長は、「政府は更に子どものいる世帯の母子加算・養育加算・教育扶助など月４万円以上を削減しようとしている。これでは子どもの貧困対策どころか逆に増々拡がるに決まっている」と怒りを込めて挨拶。

内田信也弁護団長は「裁判は次回が３月、その次が６月です。生存権裁判は 10 年かかりましたから、長生きして頑張りましょう。闘うエネルギーは長生きの素です」、渡辺達生弁護団事務局長は

「理論的な問題は今回の陳述で中心点を言い尽くしました。今後は引き下げがどれだけ生活に影響しているのかを原告の陳述書で明らかにし、理論を裏付けて行くことになる」と述べました。そして、陳述に立った３人の弁護士が、それぞれ「厚労省が引き下げの根拠としたＣＰＩ（物価指数）は意図的なもので、生活保護世帯の生活実態とは違う」、「厚労大臣の裁量権はなんでもありではない。憲法や生活保護法に制限される」、「世界権規約では、最低生活基準の引き下げは違法行為とされている」などと要旨を述べました。